（被扶養配偶者みなし加入者原票）

第六十四条　事業団は、被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者ごとに、被扶養配偶者みなし加入者原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

一　被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［略］

（被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る記録）

第六十五条　被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、前条の被扶養配偶者みなし加入者原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。この場合において、同法第七十八条の十五に規定する主務省令で定める事項は、被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者の基礎年金番号及び生年月日とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用） **第三条**　改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（以下「旧職域加算退職給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係る平成二十四年一元化法附則第七十八条又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされたこの省令第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行規則（以下「改正前私学共済規則」という。）（第二十四条第一項第五号から第七号及び第九号、第十号、第十二号、第二項第一号、第四号から第六号、第八号及び第十号、並びに第五項、第二十五条の二第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十五条の四第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中「退職共済年金」とあるのは「旧職域加算退職給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** （改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用） **第三条**　改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（以下「旧職域加算退職給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係る平成二十四年一元化法附則第七十八条又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされたこの省令第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行規則（以下「改正前私学共済規則」という。）（第二十四条第一項第五号から第七号及び第九号、第十号、第十二号、第二項第一号、第四号から第六号、第八号及び第十号、並びに第五項、第二十五条の二第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十五条の四第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中「退職共済年金」とあるのは「旧職域加算退職給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
［略］	［略］
第二十四条第一項第一号	及び住所
［略］	［略］、住所、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
［同上］	［同上］
第二十四条第一項第一号	及び住所
［同上］	［同上］、住所及び基礎年金番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下この号において「個人番号」という。）を有する者に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。以下同じ。）